

中高契第 71 号
平成20年6月25日

本社の事業本部、事業部及び部の長
並びに支社の長 殿

企 画 本 部 長

工事請負契約書第 25 条第 5 項の運用について

工事請負契約書（「中日本高速道路株式会社工事・調査等契約事務処理要領」（平成 18 年 11 月 30 日付け中高契第 146 号）の別記様式 1）第 25 条第 5 項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、「工事請負契約書第 21 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）の運用基準について」（平成元年 12 月 27 日付け調契第 997 号）に定めるもののほか、当分の間、下記のとおり運用することとしたので、取扱に遺漏のないよう措置されたい。

記

1. 主要な工事材料

(1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額 (鋼)} = M (\text{変更鋼}) - M (\text{当初鋼})$$

$$\text{変動額 (油)} = M (\text{変更油}) - M (\text{当初油})$$

$$M (\text{当初鋼}), M (\text{当初油}) = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M (\text{変更鋼}), M (\text{変更油}) = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

M (変更鋼), M (変更油) : 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

M (当初鋼), M (当初油) : 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価
 p' : 3. の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価
 D : 4. の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量
 k : 落札率

(2) (1)に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった、出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の工事請負契約書第 37 条第 3 項に規定する通知の書面において、6. の規定により、甲又は乙は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

2. スライド額の算定

(1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1. の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M(\text{変更鋼}) - M(\text{当初鋼}) + (M(\text{変更油}) - M(\text{当初油}))) - P \times 1/100$$

$$M(\text{当初鋼}), M(\text{当初油}) = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

$$M(\text{変更鋼}), M(\text{変更油}) = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

S : スライド額

$M(\text{変更鋼}), M(\text{変更油})$: 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M(\text{当初鋼}), M(\text{当初油})$: 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 3. の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 4. の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 1. に規定する請負代金額

(2) 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が(1)の $M(\text{変更鋼})$ 又は $M(\text{変更油})$ を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M(\text{変更鋼})$ に代えて乙の鋼材類の実際の購入金額を、(1)の $M(\text{変更油})$ に代えて乙の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(3) (2)の「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

① 5. の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が 4. に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を乙が実際に購入した際の代金額。

- ② 5.の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4.に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに乙が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。
- ③ 燃料油に該当する各対象材料について、5.(3)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4.の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3.(1)②ロの平均価格を乗じて得た金額。

(4) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

3. 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 (p') は、次に定めるとおりとする。

① 鋼材類

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。

② 燃料油

イ 各対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

ロ 各対象材料のうち、5.(3)の規定により、乙が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても4.の対象数量とすることとしたものにあつては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2) (1)①及び②イに規定する各対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、工事請負契約書第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

4. 対象数量の算出方法

(1) スライド額の算定の対象とする数量 (D)（以下「対象数量」という。）は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

- ① 土木工事等にかかる各対象材料については、単価表に記載されている設計数量
- ② 施設工事等にかかる各対象材料については、請負代金内訳書に記載されている設計数量

- ③ 土木工事または施設工事等のうち一式で計上されている各対象材料については、甲の設計数量
- ④ その運搬に燃料油を用いる各種資材であって、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不適当となるもの（運搬費用が単価表等に明示されないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの

(2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、6. に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

5. 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認

(1) 乙が単品スライド条項の適用を請求したときは、乙に対し、乙が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、購入時期及び工事現場等への搬入時期等を証明する書類の提出を求めるものとする。

(2) 乙が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。

(3) (2)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を乙が提出し難い事情があると認める場合においては、乙が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、乙が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、乙が証明した数量以外の数量についても4. の対象数量とすることができる。

6. 部分払時の取扱

工事請負契約書第37条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となるおそれがあると認めるときは、甲又は乙の求めに応じ、当該通知を行う書面に、甲又は乙は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

7. 部分引渡し

工事請負契約書第38条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

8. 請負代金額の変更手続

- (1) 契約履行中の工事は、甲は乙に対し工事請負契約書第 25 条第 5 項（単品スライド条項）について適用できる旨を通知（別紙 1）するものとする。
- (2) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が 2 月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (3) (2)に規定する請求があったときは、工事請負契約書第 25 条第 8 項の規定に基づき、乙の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から 45 日前の日」と定め、これを(2)の請求があった日から 7 日以内に乙に通知（別紙 2）するものとする。
- (4) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

9. 今後契約を締結する工事への適用

- (1) この通知の施行日以降に契約を締結する工事は、8. (1)の旨を特記仕様書に記載するものとする。

10. 全体スライドを行う場合の特則

工事請負契約書第 25 条第 1 項から第 4 項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、1. (1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価（工事請負契約書第 25 条第 3 項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、2. (1)中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（工事請負契約書第 25 条第 3 項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から工事請負契約書第 25 条第 3 項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0 とする。）」とする。

附 則

1. この通知は、平成 20 年 6 月 25 日から施行する。
2. 工期の末日がこの通知の施行日以降で平成 20 年 9 月 30 日以前である工事に係る 8. (2)の規定の適用については、「当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が 2 月以上ある場合」とあるのは「工期満了前であって、かつ、平成 20 年 7 月 30 日まで」とする。

別紙 1

(文書番号)

(日付)

(請負人) 様

(契約責任者)

工事請負契約書第 2 5 条第 5 項の適用措置について

工事件名) _____

「土木工事共通仕様書 1-39・建築工事共通仕様書 1.34.1・機械設備工事共通仕様書 1.34.1・・・単品スライド条項の適用基準」の規定について、下記のとおり措置することとしたので通知します。

記

本工事は、工事請負契約書第 2 5 条第 5 項（単品スライド条項）について適用できるものとする。

以上

別紙 2

(文書番号)

(日付)

(請負人) 様

(契約責任者)

単品スライド協議に関する協議開始日について

工事件名) _____

標記件名にかかる工事請負契約書第 25 条第 5 項 (単品スライド条項) に基づき、貴職より先に請求のあった請負代金額の変更について、下記のとおり取扱うこととしたので通知します。

記

1. 協議開始日 平成 00 年 00 月 00 日
協議開始日以降、適宜、3. に掲げる証明書類等を監督員に提出すること。
2. 適用基準日 平成 00 年 00 月 00 日
適用基準日から標記工事の工期末までの間を、本件単品スライド協議の対象期間とする。
3. 対象材料の購入等にかかる証明書類等の提出
 - (1) 対象材料のうち「鋼材類」は、その種類ごとに実際の購入価格 (数量及び単価)、購入先、購入時期、工事現場等への搬入時期を示した一覧表及びそれらを証明する書類
注) 「鋼材類」は、証明書類の提出がない部分は、本件単品スライド協議の対象とすることはできない。
 - (2) 対象材料のうち「燃料油」は、その種類ごとに実際の購入価格 (数量及び単価)、購入先、購入時期を示した一覧表及びそれらを証明する書類
注) 「燃料油」は、証明書類の提出がない部分についても、やむを得ないと甲が認める範囲で本件単品スライド協議の対象とする場合がある。また、証明書類を提出できる部分とできない部分とに分けて一覧表を作成すること。

以 上